

○電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）【第一条関係】

改正案		
別表第1（第3条関係）		
資 産		
(1) 固定資産		
科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
(2) 流動資産		
科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
売掛金	(略)	「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益の未収分を整理する。 (略)
	(略) 他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第4条第2項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第9条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第5条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によって販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第2条第1項第7号ロに掲げる特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）との間に締結した契約に基づく需要の抑制によって生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。
	(略)	(略)

現 行		
資 産		
(1) 固定資産		
科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
(2) 流動資産		
科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
売掛金	(略)	「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益の未収分を整理する。 (略)
	(略) 他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第4条第2項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第9条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第5条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によって販売した新エネルギー等電気相当量の代金の未収分を整理する。
	(略)	(略)

(3) 繰延資産

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

負債  
(4) 固定負債

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

(5) 流動負債

科目	項	備考
(略) 買掛金	(略)	(略) 通常の営業取引により発生した未払金を整理す
	(略)	(略)
	接続供給託送料	接続供給及び電力量調整供給の対価の未払分を整理する。
(略)	(略)	(略)

(6) 引当金

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

純資産  
(7) 株主資本

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

(8) 評価・換算差額等

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

(3) 繰延資産

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

負債  
(4) 固定負債

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

(5) 流動負債

科目	項	備考
(略) 買掛金	(略)	(略) 通常の営業取引により発生した未払金を整理す
	(略)	(略)
	接続供給託送料	接続供給及び電力量調整供給の対価の未払分を整理する。
(略)	(略)	(略)

(6) 引当金

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

純資産  
(7) 株主資本

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

(8) 評価・換算差額等

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (9) 新株子約権

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

費  
(10) 営業費用

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
一般管理費	(略)	(略)
接続供給託送料	(略)	接続供給及び重力量調整供給の対価として支払った金額を整理する。
(略)	(略)	(略)

## (11) 営業外費用

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (12) 湯水準備金引当又は取崩し

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (13) 原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (14) 特別損失

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (15) 法人税等

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (9) 新株子約権

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

費  
(10) 営業費用

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)
一般管理費	(略)	(略)
接続供給託送料	(略)	接続供給及び重力量調整供給の対価として支払った金額を整理する。
(略)	(略)	(略)

## (11) 営業外費用

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (12) 湯水準備金引当又は取崩し

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (13) 原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (14) 特別損失

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

## (15) 法人税等

科目	項	備考
(略)	(略)	(略)

収 益  
 (16) 営 業 収 益

科 目	項	備 考
(I)電気事業営業収益		
(略)	(略)	(略)
他社販売電力料		「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量の代金及び特定卸供給事業者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によって生じた電気の対価として得た調整金を「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売電源料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び特定卸供給事業者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によって生じた電気の対価として得た調整金を整理する。
(略)	(略)	(略)
再エネ特措法交付金		(略)
電気事業雑収益	(略)	
	供給雑収	損害賠償金、臨時工事費、諸工料、検査料、試験料、電気事業によって生じた金銭債権に係る償却債権取立益（ただし、雑収に整理されるべき金銭債権に係るものを除く。）その他電気の供給に関連して発生した雑収益を整理する。
(略)	(略)	(略)

収 益  
 (16) 営 業 収 益

科 目	項	備 考
(I)電気事業営業収益		
(略)	(略)	(略)
他社販売電力料		「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）及び新エネルギー等電気相当量の代金を「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売電源料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金及び事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理する。
(略)	(略)	(略)
再エネ特措法交付金		(略)
	供給雑収	損害賠償金、臨時工事費、諸工料、検査料、試験料、償却電気料取立益その他電気の供給に直接関係のある雑収益を整理する。
(略)	(略)	(略)

(17) 營業外收益

科目	項	備	考
(略)	(略)	(略)	

(18) 特別利益

科目	項	備	考
(略)	(略)		

(17) 營業外收益

科目	項	備	考
(略)	(略)	(略)	

(18) 特別利益

科目	項	備	考
(略)	(略)		